

雇用保険を受給することになったら

雇用保険の失業給付金が支給開始されましたら、下記の質問に はい・いいえ で答え、被扶養者資格があるか確認してください。

※受給期間延長手続きをした場合 → 「受給期間延長通知書」を事業所総務経由でご提出ください。

【質問】

基本手当日額が **3,612円以上** ですか？
(60歳以上 又は障害年金受給者の場合、5,000円 以上)

いいえ
→

被扶養者資格を継続できます

【提出書類】

・雇用保険受給資格者証(第1面) コピー
事業所総務経由でご提出ください。

はい
↓

被扶養者資格を取り消します

被扶養者の方が、雇用保険の失業給付金(基本手当)を受給することになった場合、基本手当日額が3,612円以上※になるときは、被扶養者資格が取消になります。
(※60歳以上 又は障害年金受給者の場合、5,000円 以上)

※雇用保険の基本手当については、日額で支給されるため、年間収入限度額 130万円ではなく日額で判断します。 $130万円 \div 12月 \div 30日 = 3,611.11円 \approx 3,612円$

【被扶養者資格の取消日】 雇用保険基本手当の支給開始日

【提出書類】 事業所総務経由でご提出ください。

- ① 健康保険被扶養者異動届 (資格喪失証明書の希望欄に○)
- ② 雇用保険受給資格者証両面コピー (支給開始日が印字されているもの)
- ③ 健康保険証
- ④ 国民年金第3号被保険者非該当届 (配偶者の場合のみ)

取消手続き後、お住まいの市区町村役場にて
国民健康保険 及び 国民年金(第1号)の加入手続きをおとりください。

被扶養者の再認定について

雇用保険の基本手当受給終了後、他に収入がない場合または認定基準額未満の収入の場合、基本手当の支給終了日の翌日から被扶養者になることが出来ます。

※手続きは事由発生日から1ヶ月を経過しますと、日付を遡っての認定はできません。
受給が終了したら速やかにお手続きください。

【被扶養者資格の認定日】 雇用保険基本手当の支給終了日の翌日

【提出書類】 事業所総務経由でご提出ください。

- ① 被扶養者異動届
- ② 被扶養者に関する申立書(その1)
- ③ 住民票 又は 戸籍謄本(抄本)のコピー
- ④ 雇用保険受給資格者証両面コピー (支給終了日が印字されているもの)
- ⑤ 健康保険証
- ⑥ 国民年金第3号被保険者該当届 (配偶者の場合のみ)